

新潟県中越地震 被災者生活再建支援事業補助金

この補助金は、「平成 16 年新潟県中越地震」及びその後の余震により被災し、住宅に多大な被害を受けられた方々の生活不安を払拭し、県民生活の速やかな復興を図るための県の制度です。

新潟県県民生活・環境部
防災局危機管理防災課

平成 16 年 11 月

1 対象市町村

県内全市町村です。

2 対象世帯

中越地震及びその後の余震により被災された世帯で、被災当時の居住地市町村長が発行する被災証明（り災証明）において、以下の被害が認定された世帯です。

- 1 住宅が全壊又は半壊し、倒壊防止等の事由によりやむなく解体した世帯 【全壊世帯】
- 2 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯 【大規模半壊世帯】
- 3 住宅が半壊した世帯 【半壊世帯】

なお、1、2の被害を認定された世帯については被災者生活再建支援法（国の制度）の対象となる場合があります。また、2、3の被害を認定された世帯については災害救助法による住居の応急修理の対象になります。

3 補助対象基準額

単位:千円

世帯の収入、基準等	世帯	全壊	大規模半壊	半壊
世帯全体の収入が500万円以下の場合	複数	1,000 (4,000)	1,000 (2,000)	500
	単数	750 (3,000)	750 (1,500)	375
世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が500万円超、700万円以下の場合 世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が700万円超、800万円以下の場合	複数	500 (2,000)	500 (1,000)	500
	単数	375 (1,500)	375 (750)	375
上記以外の場合	複数	1,000	500	500
	単数	750	375	375

()内金額は、国支援制度との合算額の上限額

4 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は以下のとおりです。具体的な内容については市町村の窓口でご相談ください。

生活関係経費

- 1 被災世帯の生活に必要な物品等の購入費又は被災により故障及び破損した物品等の修理費（付属品の購入や設置工事費を含む）
- 2 被災世帯が日常生活の本拠として使用する住宅への引越しをする場合に必要となる家財の運送費用及び移転のための交通費
- 3 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価（礼金）
- 4 今回の災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費
- 5 その他市町村長が生活再建のために特に必要と認めた物品の購入費又は修理費

居住関係経費

- 1 住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃
- 2 住宅に係る解体(除却)、撤去、整地費
- 3 住宅の建築・補修等に係る借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料等
- 4 仮設住宅又は施設の利用料
- 5 自ら居住用に供する住宅における当該住宅の改築補修費等
- 6 その他市町村長が住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な諸経費として特に認めた経費

新潟県中越地震被災者生活再建支援事業

補助対象基準額に対する負担は県 2 / 3、市町村 1 / 3

対象世帯は中越地震及びその後の余震で被災された世帯で発災当時対象市町村に居住されていた世帯(建物所有者ではなく、あくまでも居住世帯が対象です。)

県制度については、国制度の対象とならない設備の取り換え、造作等の補修なども対象としています。

国制度にも該当する方は、下記を参考として組み合わせてご活用ください。

【参考】国制度の対象品目等

国の被災者生活再建支援法の支給対象は被害の程度が全壊・大規模半壊の世帯で、生活再建支援金（最高100万円支給 一定年収、年齢要件あり）居住安定支援制度（最高200万円支給）で構成されています。申請期間は、対象となる経費ごとに異なります。（災害発生日から13ヶ月～37ヶ月）

【生活関係経費】（全壊世帯のみ支給対象）

対象となる物品とその範囲（通常分）

- | | | |
|-----------------|-----------------|------------|
| ・炊飯器 | ・アイロン | ・寝具（世帯人数分） |
| ・電子レンジ（オープンレンジ） | ・扇風機 | ・自転車 |
| ・ガステーブル | ・たんす | ・電話機 |
| ・冷蔵庫 | ・ダイニングセット | ・テレビ |
| ・掃除機 | ・食器戸棚（茶たんす類も対象） | ・ラジオ |
| ・洗濯機 | ・室内用の照明器具 | （CDプレーヤー類） |
| ・ミシン | ・鏡台 | |

その他、居住する地域や世帯の家族構成等の特別な事情により認められる、生活に必要な物品の購入または修繕費（特別分）があります。

対象となる移転費の範囲

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ・引越し専門業者又は運送業者の荷役に対する対価 | ・レンタカー代（燃料費も対象） |
| ・有料道路の通行料金 | ・運搬に必要な人件費 など |

対象となる医療費の範囲

- ・医師、歯科医師、あんまマッサージ師、はり師、灸師及び柔道整復師による治療及、施術の費用
- ・上記の診療等を受けるために必要となる通院費、医師等の送迎費、入院入所に係る部屋代、食事代等で通常必要なもの
- ・医薬品の購入費（薬事法に基づくもの）
- ・保健師、看護師及び準看護師から受ける療養上の世話（保健師助産師看護師法に基づく業務として行われるものが対象）を受けるための費用

【居住関係経費】（全壊・大規模半壊世帯が支給対象）住宅本体を除く、一部周辺事業の経費）

対象となる経費

一部周辺事業の経費：解体撤去・整地費、ローンの利子・保証料、建築確認・完了検査等申請料、登記に係る費用、仲介手数料、水道加入分担金等

- ・解体撤去・整地費等は支出予定額の70%が対象となります。
- ・家賃については、月額2万円を超える部分が対象となり、最大50万円まで対象とできます。
- ・住宅の建築・補修等に係る借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料については、利率から1%を控除した最大2.5%まで対象となります。